

公文書管理委員会 第49回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第49回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：平成28年3月3日（木）10:29～11:13

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

- 1 開 会
- 2 公文書管理法施行5年後見直しについて
 - ・これまでの委員会で述べられた主な意見について
- 3 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）について
- 4 国立公文書館等の利用等規則案の諮問について
- 5 独立行政法人国立公文書館の土曜日開館について
- 6 閉 会

出席者

宇賀委員長、井上委員、城山委員、野口委員、保坂委員、三宅委員
酒井大臣政務官、河内官房長、福井審議官、森丘課長、佐々木国立公文書館次長

○宇賀委員長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第49回「公文書管理委員会」を開催いたします。

所要1時間程度を見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は酒井大臣政務官の御出席をいただいております。

それでは、議事に入ります。

まず議題2「公文書管理法施行5年後見直しについて」の「これまでの委員会で述べられた主な意見について」及び議題3「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）について」事務局より説明をお願いします。

○森丘課長 まず、資料1-1で、これまで委員会で述べていただきました意見について、整理しております。

1. の「(1) 歴史的な価値という視点に立った評価・選別」でございます。

昨年の12月に有識者のヒアリングをさせていただきましたが、そこでいただいた御意見もまとめて記載しております。

最初の御意見は、行政文書を「歴史公文書等」として残すためには、歴史的な価値をしっかりと予測、考察することが大事ではないかという有識者の御意見であります。共通的な認識ではないかということで、最初に記載しております。

2つ目、3つ目ですけれども、そのためにマクロとミクロの考え方について、指標は今でもあるわけなのですが、今後検討していく必要があるという御指摘をいただいております。

評価・選別の専門性を担保する専門職員、アーキビストが重要であるというのが、その次の○でありまして、外国には、ミシヨネールやイギリスの記録管理官といった例があるということでありまして、現用文書についても指導しているとか、一番下のイタリアの例ですけれども、専門家らが参加した評価・選別等、ヨーロッパの例を紹介させていただいております。

この評価・選別につきましては、歴史を研究している人間として、そういう価値というものが一体何なのかを情報発信する責務があると、12月のヒアリングのときにも有識者に御発言いただいているところです。その方も含めまして、諸外国の調査を評価・選別でありますとか、アーキビストなどを中心に、今、調査をしていただいているところでありますので、そのあたりも今後の取りまとめには反映していきたいと考えております。

続きまして、2ページ目の「(2) 評価・選別を意識した行政文書の管理の在り方について」であります。

まず、行政文書の作成・整理・保存でありますけれども、このあたりにつきましても、3つ目、4つ目の○ですが、研究者の方にフェローのような形でとか、研究者の知見を活用したレビューなどといった御意見をいただいているところであります。

行政文書の範囲でございますけれども、情報公開・個人情報保護審査会の判断の積み重

ねであるとか外国法との比較など、かなり詳細に紹介させていただいたということであり
ます。

電子文書につきましても、外国では、中間書庫のアイデアがあるですとか、3ページ目
ですけれども、研修・人材育成につきましても、下のほうで評価・選別との関係で専門職
員の育成・配置などが検討されるべきといった御意見をいただいております。

3ページの下「(1) 特定歴史公文書等の利用サービスの現状について」に移ります。

ここは全て、昨年の12月の有識者の御意見であります。写真の掲載でありますとか、あ
るいはデジカメの利用など、総じて好意的な印象だったかと思えます。このあたりは1月
に整理いたしまして、調査検討会議にも御報告しております。調査検討会議で議論してい
ただいている内容につきましては、後ほど御紹介いたします。

2つ目の○で、特にデジタルデータベースは充実しているということでありまして、海
外における日本研究へのインパクトは、極めて大きなものがありますとまで評価してい
ただいたということでもあります。

目録についての御指摘でありますとか、その下のインタープリテーター、防衛研究所の
例などを御紹介いただいておりますけれども、国立公文書館以外の施設も含めまして、例
えば日本銀行のアーカイブですとか、国内の公文書館などでも人的なサービスが充実して
いるとか、国会図書館のスタッフは優秀だけれども、2年、3年で異動してしまうとか、
そういった御指摘もいただいているところであります。

4ページ「(2) 特定歴史公文書等の利用請求について」で、利用審査の基準でありま
す。

12月4日の有識者のヒアリングでは、黒塗りという印象が強いですとか、あるいは
個人情報に難しいでありますとか、3つ目の○ですけれども、不服審査分科会では、判
断を積み重ねてきているという御議論がありました。

12月24日ですけれども、外国法なども紹介させていただきまして、例えばドイツでは情
報の自己決定権でありますとか、学問の自由を基礎にした公文書館法というものができ
ていますということで、そういったことを踏まえて、合理的なルールについて検討が必要で
はないかという御意見をいただいております。

4ページの下から右側の不服審査分科会の関係ですけれども、要は、体制についての御
指摘を幾つかいただいているということかと思えます。

5ページの上のほうの不服審査の2つの○ですけれども、不服審査分科会の手続に乗せ
てもらえればとか、その上ですが、請求権の権利化というのは、公文書管理法による大き
な変化であるけれども、余りユーザーの方の心を打っていないのではという御指摘もあり
まして、このあたりは、先ほどの4ページの外国の例も含めた合理的なルールというこ
とで、出口になるのかなという感じもいたします。

5ページの不服審査分科会に関する御意見の4つ目の○と6つ目の○、中間の段階でと
いうパラグラフと、外国の例のパラグラフでございますけれども、これは発言していただ

いた委員に確認して、少し記載を補足させていただいております。

5 ページの下、国立公文書館等の指定についてでございますけれども、ここは、要は、シンプルにというのが現場の声だったということかと思えます。

6 ページの「3. 地方公共団体における取組との関係」に進みまして、地方公共団体と国立公文書館と大学などを含めまして、委員の方々に実際に現場に調査していただいて、報告いただいたことを基礎に御議論いただきまして、そこを含めて整理させていただいております。

地方における取り組みの2つ目の○の優良事例、その次の○で、専門職員の不足、その次で、デジタルアーカイブ、そういった相通ずる課題というものが地方や国立公文書館等においてもあるのかなということかと思えます。

6 ページの下から7 ページにかけまして、30年から40年かけて、地域の人たちと一緒にイメージをつくり込んできているというのは、これは尼崎の例でございます、こういった事例を基礎に今後検討していけばよいのではないかと御議論だったかと思えます。

続きまして、資料の1-2「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について—未来に残す歴史的な文書・アーカイブズの充実に向けて—（抄）」というところから「1 基本的な考え方」について抜粋いたしております。

「（3）現代の遺産を保存していない我が国の公文書館制度」ということで、かなりクリティカルなタイトルではないかと思えます。

真ん中のパラグラフでございますけれども、「現実とは」ということで、国家賠償法の立法過程に関する記録についての記載がございますが、ここは宇賀先生の御研究でございますので、後ほど宇賀先生から御紹介いただければと思っております。

3つ目のパラグラフでございますけれども、歴史の実証研究に貢献していないというのが当時の認識だったわけですが、昨年のヒアリングで、日本研究へのインパクトが海外も含めて極めて大きいものと評価していただいておりますので、このあたりはどう考えるかということが、総論的な御議論として、一つあるのかなと考えております。

次の資料に進ませていただきまして、資料2-1と2-2というものがございまして、調査検討会議のほうで御議論いただいております基本構想の案でございます。

資料2-1でございますけれども、パワーポイントの概要がございますので、その右側の「国立公文書館に求められる機能」でございますが、上から5つ目、6つ目でございますけれども「デジタルアーカイブ機能」その下の「人材育成機能」これはそれぞれこちらの公文書管理委員会でも御議論いただきましたが、相通ずるところがあるということで、御紹介させていただきます。

左下の「国立公文書館の組織・運営等」でございますけれども、独立行政法人である現在の国立公文書館についてどう考えるかということなのですが、制度上の顕著な問題点は、現在のところ見当たらないという御議論になっております。

私からは、以上でございます。

○宇賀委員長 それでは、以上の説明を踏まえまして、御質問や御意見がありましたら、お願いします。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 意見と申しますよりは、感想と要望ということになるかと思えます。

資料1-1に、これまでの非常に充実した議論と意見交換を具体的に簡潔にまとめていただいております、大変ありがたいと思っております。これと資料1-2を読み比べますと、資料1-2の約10年前の状況に比べると、この10年ぐらいの間に様々な点で改善が見られたというのを実感することができました。

特に10年ほど前には、この資料1-2にあるような、戦後の日本についてアメリカの公文書館に行かなければわからないという状況、これは戦後に限らず、戦前の日本についても別の理由からアメリカ、イギリスの公文書館に行かないとわからない、自国史を知るのに他国の文書館に行かなければわからないという状況が10年前までにはあったかと思えますけれども、今日では、その点は随分改善されたのではないか、まだ不十分な点も多々あるかと思いますが、これまでの意見交換等で改善が見られたということは実感できたかと思えます。

今後は、最終的にまとめていただくときにはできるだけ広く情報を共有してもらおうことがいいかと思えますので、少しでもわかりやすい文章でまとめていただくようお願いしたいと存じます。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

今、お話のありました国家賠償法は、戦後間もなく昭和22年に制定された法律です。この信山社という出版社から『日本立法資料全集』が公刊されていまして、私はその国家賠償法の担当だったものですから、いろいろ調べたのですけれども、戦後間もなくということで、国家賠償法に関する立法過程の資料は、残念ながら日本の国立公文書館ではほぼ皆無という状況でした。GHQに占領されていた時期ですので、政府提出法案は全てGHQの承認がないと国会に出せなかったのも、GHQとは何度も折衝を行っています。

アメリカのメリーランド州の国立公文書館に行きましたら、占領中に日本がGHQに対していろいろ相談した資料は、全てきれいにマイクロフィルムで整理されていまして、国家賠償法に関する資料もありまして、日本とどういう交渉をしたのか、日本政府がどういう説明をしていたのかについての資料が、非常によく整理されていまして。

戦後間もない時期においては、我が国では、国としては、立法過程の資料を整理して保存するということはしていなかったのです。立法過程に携われた方が、例えば我妻榮博士とか、事務官の小澤文雄氏などが、個人的に保存されていたものをアーカイブに寄贈してくださったもので何とか国家賠償法の立法過程がわかるという状況でした。

こういう状況は、今は非常に改善されてきてまして、政府提出法案については立法過程の資料を整理して、国立公文書館に移管するようになりました。

ただ、法律の研究者の目から見て、立法過程の資料の調査がなかなか難しいのが、議員立法なのです。議員立法の場合には、そもそも資料があまりつくられないということもありますし、つくられたものも体系的に保存されていないので、立法過程の資料を調べようとしますと、非常に苦勞するというのが実情ですので、そのあたりも今後改善していただければと思っています。

ほか、いかがでしょうか。

○森丘課長 先生、今、おっしゃった国家賠償法の抜き刷りを持っていますので、回覧させていただきますとよろしいでしょうか。

付箋を張っているところに、我妻先生とか、そういうものもございますので、注のところをごらんいただければと思います。

○宇賀委員長 議題2、議題3に関しまして、ほか、何か御意見ございますか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 今の宇賀先生の御発言の御質問なのですが、今はきちんと政府提出法案についてはかなり整理されている、議員立法については、そこはまだ不十分だというお話ですが、これはもう現用段階である程度整理することが、実際のプラクティスとしてはなされているという理解でよろしいでしょうか。

○宇賀委員長 そうです。政府提出法案では、そうになっています。

○城山委員 それを残しておいて、しかるべき段階で非現用になったらきちんと納められる。したがって、それなりに研究者にとっても使える状況になっているということでしょうか。

○宇賀委員長 はい。

○城山委員 わかりました。

○宇賀委員長 三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 宇賀委員長の国家賠償法のお話の件が、資料1-2に関連するアンダーラインの引かれているところなのですが、私の経験もお話をさせていただきたいと思うのですが、その下の3行のところの件に絡むような一般的な意思決定なのですが、実は放送法の4条と電波法の76条の、最近、高市総務大臣の発言で話題になっている行政指導と電波の停止の関連のことなのですが、私は実は6年ぐらい前に、それまで総務省が放送局に出していた行政指導についての書面を情報開示請求して、それを踏まえて、行政指導がきっちりされた上でないと、電波法の停止には行きませんという過程を行政手続法の立法過程における行政指導のあり方みたいなものを踏まえて論文にして、放送倫理番組向上機構の中の内部誌に論文で発表しまして、その後、今回放送の自由について出版をしようと思ひまして、6年前から今に至るまでの新たな行政指導の文書の情報公開請求をしましたところ、民放連でまとめている資料には、いつどういう行政指導がされたというものが出ているものですから、その生資料を総務省に開示請求したのですが、もう既に廃棄されているということで、なかったのです。

行政指導だからないのかなと思ってはいるのですが、行政指導の果てに電波法の停止などという議論になるようなものは、担当局のほうで、歴史的に重要な文書だという判断をされて、本来残されてしかるべきではないかと思ひまして、そのあたりにアーキビスト的な視点が欠落しているのではないかと思ひまして、そのあたりを今後どうしたらいいものかと。

それについては、たまたま国会図書館のほうで、その行政指導がされたときの記者発表資料がデータで残っているので、それをコピーで渡すから開示請求取り下げをしてくれと言われて、開示請求を取り下げして、印紙代もそのまま戻っては来たのですけれども、国会図書館で政府のデータを電子データで残して、それをプリントアウトしてもらったというのはどうなのだろうなと思って、公文書の管理というのは、行政のほうで本来あるべきものを行政としてちゃんと管理しなければいけないし、公文書館に本来移管されるべきものが何もなくて、国会図書館でたまたま公表された文書が残っているからと、果たしてこれでいいのかなと思ひました。

そのあたり、もう少し歴史的な視点で、文書を残すということの重要性をちゃんと教育して、本来的な制度のあり方に則するように国全体でやっていかないといけないのではないかと。新聞報道などを見ていると、いろいろ出ていますけれども、本当はそういう行政指導のあり方とか実態を踏まえて議論しないと、空中戦をやっているような感じで見たりしているものですから、歴史的な文書として残すことの重要性みたいなものを直近の話題から少し感じ取ったものですから、今後ここでのそれぞれの議論に生かしていただければと思います。

以上です。

○宇賀委員長　ありがとうございました。

野口委員、どうぞ。

○野口委員　ありがとうございます。

今までの議論を極めて明快にまとめていただいている資料1-1を拝見していて、ここまで来て、充実した意見が出そろったと感じております。三宅先生から厳しい御意見をいただいたので話しにくいのですけれども、5年後見直しというタイトルのもとでは、この委員会としては、私は非常に幸せな議論をさせていただいていると思っていて、法制定による改善点も多く、うまく軌道に乗った仕組みの中で、もっとよくしていくにはどうしたらいいかという建設的な検討の結果、論点の粒々が出そろったのではないかと前向きに明るく捉えております。

その上で、法律学の立場から2点ほど、今後の話になるかと思うのですけれども、まず一つは、法の見直しということなので、法律学の立場からすると制度をどう構築していくのか、今、挙がっている論点の粒々を実行していくには、どういう制度改変が必要なのかという視点が次に必要なのかと思っております。法律改正でいくのか、それとも行政立法（規則等）の改正でいいのか、実務的な改変で十分対応可能なのかという観点からの類型

化というのもあり得ていいのではないかと思います。

その上で、それを前提として、フォーマルな制度改変というのは、時間もコストもかかると思うのですけれども、今の運用の中で十分対応可能だというものもかなり粒としては含まれていると思いますので、そういうものについては、本当にいち早く積極的に改変を試みていくといえますか、各方面、委員会も含めて努力をしていく必要があるのではないかと眺めさせていただいております。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 本日、資料1-1で、これまで出された議論につきまして、整理をしていただいたわけですが、要約の上に要約が重なって、ちょっと中身がわかりにくくなっている面を二、三、気がつきましたので、このまま残ってしまっはまずいかと思ひまして、発言させていただきます。

資料1-1、1ページ目の一番下でございますが、これを読みますと、イタリアでは参加型の評価・選別を導入していると見えるのですが、この公文書管理委員会で出てきた資料で、イタリアにおける廃棄に関する委員会でございますでしょうか。それに関する紹介があつて、そういうものはいわゆる評価・選別の委員会であるという話をし、そのいわゆる評価・選別委員会では、近年、欧米を初めとするオーストラリア、カナダ等を含めて、参加型の評価・選別の委員会にしていくことが試みられているということを紹介させていただきました。

したがって、イタリアがというわけではないというのを、微妙な細かい点ですが、修正させていただきます。

もう一点は、資料1-1の3ページ、下から2つ目の○の部分で「検索に当たって、公文書の階層構造がわかるような形での、文書件名レベルの目録を充実させていくことが望まれる」とあるわけですが、やや文意がわかりにくいのですけれども、2つのことが含まれていて、階層構造がわかるような形でというのは、文書の簿冊やファイルの中身の一点一点の件名がわかるようになること、これは丁寧な細かい目録として求められることなのでありますが、実は、データベース上で検索をしたことによって、ある検索語にひっかかってくるものがただ並んでくるだけである場合が多いわけですが、それですと、一点一点しか資料を使わないことになるわけです。ある一点の資料は、例えばどういう簿冊にとじられていて、前後にはどういう文書があり、あるいはその簿冊はどういう係の業務の中でつくられたのかということがわかるようにすべきだというのが、階層構造云々で含意されたところだと思います。

つまり、一つの文書がどういう集合的な位置付けを持っているのかをきちんとあらわすようにするとともに、文書件名レベルの目録を充実させていくことが望まれるという意味

だろうと、私は解釈いたしました。そうであるはずでございますので、つけ加えさせていただきます。

もう一点、発言させていただきますと、5 ページ目の一番上の○で「ユーザーの心を余り打っていないのではないか」という、これは歴史学者の先生方がおいでになってレビューをしていただいたときのことに關してであろうかと思うのですけれども、例えば日本における地方公共団体の文書館、公文書館でも、尼崎の例が出ましたけれども、そのほかにも埼玉県立文書館であるとか、神奈川県公文書館であるとか、長い蓄積を持っている公文書館がございます。そういうところでは、実は請求権を使わなくとも、そういった保存と利用の専門機関に移管されたものは、十分に活用してもらうようにするということをしてきたわけです。

それに対して、今回公文書管理法では、利用請求権というものを明確にし、それにかかわる不適切な事例が出てきた場合に、どのようにそれが行政的に、あるいは法律上でサポートされるかということをも明確にしたわけで、大きな意味があるわけですが、しかし一方、これまで公文書館にあるものは自由に使えるとってきた人たちにとっては、逆に重い利用制度ができたように見えたのだと思います。

これはどういうことかということ、もし公文書管理法で新しいスタートを切って、20年、30年という蓄積が生まれてくれば、公文書等に関して事前の利用審査も進み、多くのものが簡便な利用方法によって利用されることになっていくのだと思います。欧米のアーカイブズ機関の姿は、既にそうなっているので存分に使えるものになっているわけです。

ですから、日本もこの公文書等管理に関する活動をどんどん前に進めていくことによって、多くのものが簡便な利用方法によって利用できるようになる。逆に言えば、むしろそれが普通の利用の姿になるように、今後の体制をさらに充実させていくべきであるはずだと考えました。

3 点目として今後の展望について触れさせていただきました。

○宇賀委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、議題2及び議題3に関する議論は、以上となります。

事務局においては、本日の議論を踏まえて、取りまとめに向けて準備を進めてください。

それでは、次に議題4「国立公文書館等の利用等規則案の諮問について」事務局より説明をお願いします。

○森丘課長 ありがとうございます。

それでは、資料3以降の説明に移らせていただきますけれども、まず、利用等規則案の諮問ということでございまして、諮問書をおめぐりいただきまして、裏に今回お諮りしております、規則案の改正の一覧表がございます。1から14のアーカイブがございまして、これらについて、改正をお諮りするということでもあります。

その次に、国立大学法人東京外国語大学長から、内閣総理大臣宛ての「公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）」というものがございますけれども、これは東京外語大で、この4月から新しく文書館、国立公文書館等になるわけなのですが、それを新設したいということについての協議ということでありまして、それを公文書管理委員会に諮問させていただいているということでもあります。

まず、東京外語大のほうでありますけれども、A3を折り畳んでいる「ガイドライン規定例と利用等規則案の比較表」というものがございます。

要は、ガイドラインの規定例と真ん中の外語大の規程案と並べてごらんいただければ一目瞭然ですけれども、左側で「〇〇館」と書いてあるところを「国立大学法人東京外国語大学文書館」と置きかえるとといった規程がほとんどだということでもあります。

次に進みまして、A3の紙の固まりの次に、国立公文書館の館長から内閣総理大臣宛ての「公文書等の管理に関する法律第27条3項の同意について（協議）」というものがございます。

ページが振ってありまして、1枚おめくりいただきますと、利用等規則の新旧対称表がございまして、3ページをごらんいただきたいのですが、要は、これまでたびたび御説明しておりました、マイナンバー法と行政不服審査法の改正の関係でございまして、ガイドラインなどいろいろお諮りしてきましたけれども、今回は利用等規則にその改正を反映させるということでもあります。

14条は「住民基本台帳法」が、今般の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」と置きかえておりまして、その下の22条で「異議申立て」が「審査請求」に書きかえられるという、ほかの国立公文書館等もずっとそういった改正の内容ということでございまして、総じて言うと、機械的な改正ということもございます。

説明は、以上でございます。

○宇賀委員長 それでは、以上の説明を踏まえまして、御意見あるいは御質問等がありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程案、これはほぼガイドラインに沿ったもので、ガイドラインについては、この公文書管理委員会で審議していただいたものですので、よろしいですか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 資料3の1枚目をめくったところに、これまでできている利用等規則案に関連したことで、国立大学法人の関係の諸法人についての案が一覧できるようになっておりますので、今日は東京外国語大学のほうの同じような規程を見せていただいたわけですが、これは進行としては、全ての国立大学法人にこういうものをつくるように御指導をされておるのでしょうか。そのあたりの全体の状況はどうなのかと思いました。

○森丘課長 全体の状況は、国立公文書館等の御議論をいただいたときにも御報告しておりますけれども、全体としては、必ずしも国立公文書館等をつくるという方向性ではなく

て、委員の方にも実際に公文書館等をつくっているところを御視察いただいて、例えば先ほどども御紹介しましたが、ガイドラインなど、いろいろなマニュアルの類いがシンプル過ぎるのではないかなどといった御指摘もいただいているところですので、そのあたりは情報の共有をよくしていくなど、先ほど御紹介したようなことが必要になっていくのかなという認識であります。

○三宅委員 それから、主要な国立大学法人はこういうようにできていますけれども、主要な私立大学などは、公文書管理法の対象外といえれば対象外ですが、それぞれ、その大学の中に眠っている重要な公文書等もあるかと思うのですが、公文書管理法の関係で言うと、それが寄贈を受けるかどうかだけの観点にしかならないと思うのですが、何か歴史文書として重要なものが仮に残っているとすると、それを連携する目録のシステムみたいなものはできないのかと思ひまして、大分国のほうもこういう形で大学法人について十分充実されてきたとすれば、そのあたりのことを少し我々は何か提言できるといいかなと思ひましたものですから、あくまで、今のところは意見にとどまります。

○宇賀委員長 森丘課長、どうぞ。

○森丘課長 ただいまのいろいろな施設との連携につきましては、先ほど御説明をかなり省略いたしましたけれども、資料2-2、調査検討会議のほうで御議論いただいております基本構想のほうでも、そういった御議論が随分ございます。

まず、本文の6ページ「② 我が国全体の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進の拠点としての役割の強化」ということをごさひまして、2つ目のパラグラフで、歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館等とのネットワークを形成し、そのネットワークの拠点ということで、ネットワークのハブであるとかセンター的機能ということをお議論いただひていまして、今、おっしゃったのは、例えばデジタルアーカイブということが考えられるかと思うのですが、歴史公文書等の収集・情報提供、保存・修復、デジタルアーカイブ、人材育成なども含めまして、こういったものの中心となるような国立公文書館というものが、あるべき姿ではないかということは、かなり議論していただひております。

○宇賀委員長 私も國學院大學の梧陰文庫にしばらく通って論文を書いたことがあるのですが、私立大学が特色のある歴史文書を保存していることがあります。私立大学に保存されている非常に重要な歴史的な文書が一覧できるように、ネットワーク化されると本当にいいと思ひます。

ほか、いかがでしょうか。

規則案のほうも形式的な修正で、実質的なものではないと思ひます。

それでは、諮問事項である国立公文書館等の利用等規則案については、この委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀委員長 ありがとうございます。

それでは、次に議題5「独立行政法人国立公文書館の土曜日開館について」国立公文書館より説明をお願いします。

○佐々木次長 国立公文書館の次長でございます。

資料4をごらんいただきたいと思います。

1枚のペーパーでいろいろ書いておりますが、ポイントは3番のところになります。

いわゆる平日、月曜日から金曜日まで、仕事や学業があつてなかなか来館できない人たちも多いであろうということを考慮しまして、東京の本館において、一般の方々のための閲覧等の利用の業務について、土曜日を開館とし、月曜日を休館とする改正を行いたいと思います。

なお、移管元行政機関の利用につきましては、それらの開庁日、閉庁日を考慮しまして、引き続き月曜日から金曜日までの業務とするをしたいと思いますと思っております。

なお、人員の体制につきましては、月曜日にも内部の作業ですとか、今、申し上げた移管元行政機関の利用がありますので、担当の職員をゼロにするということはできませんけれども、必要最小限の人数に絞り込みまして、各職員の勤務時間を増やすことなく、土曜勤務を含みまして、ローテーションを組むことを今、準備しているところでございます。

今後のスケジュールについては、4番にありますけれども、パブリックコメントの締め切りを、明日4日としております。

施行は、来年度からの4月1日から、実際には2日の土曜日から、これの変更になる利用等の業務を開始したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○宇賀委員長 以上の説明を踏まえまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 ありがとうございます。

資料4と、先ほど少し議論の途中で出てきた基本構想案というものが、今回余り論じられていなかったような気がしたので、振り返ってみたいと思うのですがけれども、国立公文書館の御尽力というか、御努力というか、ものすごくたくさんいろいろな試みについて、公文書館がご尽力をしてくださったの公文書管理法の運営だったと思うのです。

その公文書館そのものの充実について、これまでずっと長い間、議論がされてきたけれども、なかなか難しい事情があつて具体化していかなかったというところだったのだと思います。平成16年の議論以来、やらなければいけないと議論はされているのだけれども、なかなか動かなかつたところの一つではないかと思つておまして、今回この基本構想案という形で、かなり具体的に、ハブの構想であるとか、いろいろな施設の拡充の話をおまとめいただいたということは、非常に大きい重いことであると思つております。

この基本構想案を我々もしっかり受けとめて、大切にして、日本で、より一層公文書館の制度が充実していくことを心から願つております。

以上です。

○宇賀委員長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

以上で、第49回「公文書管理委員会」を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、ありがとうございました。